

## 別表第2（第9条関係）

### 補助条件

#### 1 事情変更による交付決定の取消し等

交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、区長は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容を変更することができる。

#### 2 承認事項

交付決定事業者は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

#### 3 補助事業の実施期間

補助事業は、交付決定に係る会計年度ごととし、会計年度の末日までに完了しなければならない。

#### 4 事故報告等

交付決定事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 5 状況報告

区長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、交付決定事業者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができる。

#### 6 補助事業の遂行命令等

- (1) 4及び5の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、区長は、交付決定事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) (1)の規定による命令に違反したときは、区長は、交付決定事業者に対し、補助事業の一部停止を命ずることがある。

#### 7 是正のための措置

- (1) 区長は、第14条の現地調査等の結果、補助金の使途が交付決定の内容に適合しないと認めるときは、交付決定事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を採ることを命ずることができる。

- (2) 第13条に規定する実績報告は、(1)に規定する命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

## 8 交付決定の取消し

- (1) 交付決定事業者が次のアからウまでのいずれかに該当したときは、区長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 交付決定の内容又はその他の法令に基づく命令に違反したとき。

- (2) (1)の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

## 9 補助金の返還

- (1) 1又は8の規定により交付決定が取り消された場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (2) 第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

## 10 違約加算金

8の規定により交付決定の全部又は一部が取り消され、その返還を命じられたときは、交付決定事業者は、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日において受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

## 11 延滞金

区長に補助金の返還を命じられた交付決定事業者（以下「返還決定事業者」という。）は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

## 12 他の補助金等の一時停止

返還決定事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又

は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、他の同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

### 13 消費税仕入控除税額の報告等

- (1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(別表第1に規定する補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)が確定した場合は、交付決定事業者は速やかに区長に報告しなければならない(交付決定事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。)
- (2) (1)の規定による報告があった場合、区長は、交付決定事業者に対し、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることができる。
- (3) (1)に違反した場合、区長は、交付決定事業者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

### 14 調書の作成及び保管

交付決定事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。